3. 保健所、市町村保健センター等との連携

保健所や市町村保健センター等は、「地域保健対策の推進に関する 基本的な指針」(平成6年厚生省告示第376号)等を踏まえ、母子保 健活動や医療機関との連携を通じて、養育支援が必要な家庭に対して 積極的な支援を実施する等虐待の発生防止に向けた取り組みを始め、 虐待を受けた子どもとその保護者に対して家族全体を視野に入れた在 宅支援を行っている。これらの機能を十分に活用するため、日頃から 保健所や市町村保健センター等と密に連携を図っておくことが必要で ある。

(1) 市町村は、乳幼児健康診査や妊産婦、新生児、乳幼児への<u>家庭訪問、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等</u>を行っている市町村保健センター等と連携を密にし、乳幼児及びその保護者に関する情報を収集するとともに、市町村保健センター等の職員が有する専門的知識や技術を有効活用して相談業務を行うことが必要である。また、支援システムの構築等広域的に行うサービスが必要な場合は、保健所と連携を図ることが必要である。

$(2) \sim (4)$ (略)

第7節 (主任) 児童委員との関係

1. 児童委員の概要

児童委員は、児福法に基づき市町村の区域に置かれている民間奉仕者であり、主として次の職務を行う。

- 子どもや妊産婦について、
 - ア. その生活と取り巻く環境の状況を適切に把握すること
 - イ. その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
- ② 要保護児童の把握に努めるとともに、要保護児童発見者からの 通告を市町村、児童相談所等に仲介すること

3. 保健所、市町村保健センター等との連携

保健所や市町村保健センター等は、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第376号)等を踏まえ、母子保健活動や医療機関との連携を通じて、養育支援が必要な家庭に対して積極的な支援を実施する等虐待の発生防止に向けた取り組みを始め、虐待を受けた子どもとその保護者に対して家族全体を視野に入れた在宅支援を行っている。これらの機能を十分に活用するため、日頃から保健所や市町村保健センター等と密に連携を図っておくことが必要である。

- (1) 市町村は、乳幼児健康診査や妊産婦、新生児、乳幼児への<u>家庭訪問等</u>を行っている市町村保健センター等と連携を密にし、乳幼児及びその保護者に関する情報を収集するとともに、市町村保健センター等の職員が有する専門的知識や技術を有効活用して相談業務を行うことが必要である。また、支援システムの構築等広域的に行うサービスが必要な場合は、保健所と連携を図ることが必要である。
- (2) 市町村が市町村保健センター等或いは保健所に支援を求める時期や 具体的な支援内容について、あらかじめ組織的に基準を関係機関で検討や調整を図っておくことが重要である。
- (3) 子ども又は保護者について、何らかの理由により精神保健に関する 問題が認められる場合には、保健所や市町村保健センター等、精神保健福祉センターとよく連携を図ることも考えられる。
- (4) いずれの場合についても、市町村が保健所や市町村保健センター等から情報を収集する場合は、個人情報の保護に配慮することが必要である。

第7節 (主任)児童委員との関係

1. 児童委員の概要

児童委員は、児福法に基づき市町村の区域に置かれている民間奉仕者であり、主として次の職務を行う。

- ① 子どもや妊産婦について、
 - ア. その生活と取り巻く環境の状況を適切に把握すること
 - イ. その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
- ② 要保護児童の把握に努めるとともに、要保護児童発見者からの通告を市町村、児童相談所等に仲介すること

改正後

- ③ 子ども及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する 者又は子どもの健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携 し、その事業又は活動を支援すること
- ④ 児童福祉司や社会福祉主事の行う職務に協力すること
- ⑤ 子どもの健やかな育成に関する気運の醸成に努めること

2. 主任児童委員の概要

主任児童委員は、主として児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域を担当する児童委員に対する援助・協力等を行う児童委員である。

主任児童委員は、児童委員の中から選任されることから、児童委員としての職務を行い得るものである。この旨が平成16年<u>児福法</u>改正法により明確化されたところであり、主任児童委員をはじめ、十分に連携を図られたい。

3 (略)

第8節~第10節 (略)

現 行

- ③ 子ども及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は子どもの健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ④ 児童福祉司や社会福祉主事の行う職務に協力すること
- ⑤ 子どもの健やかな育成に関する気運の醸成に努めること なお、平成15年度における児童委員数は224,582人となっている。

2. 主任児童委員の概要

主任児童委員は、主として児童福祉に関する事項を専門的に担当し、 児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整を行うとと もに、区域を担当する児童委員に対する援助・協力等を行う児童委員で ある。

主任児童委員は、児童委員の中から選任されることから、児童委員としての職務を行い得るものである。この旨が平成16年<u>児童福祉法</u>改正法により明確化されたところであり、主任児童委員をはじめ、十分に連携を図られたい。

なお、平成15年度における主任児童委員数は20,250人となっている。

3. 主な連携事項

市町村は、自らが開催する児童相談援助活動に関する研修などに児童 委員の参加を求めたり、地域における児童委員の協議会等へ積極的に出 席し情報交換を密にするなど、協力関係を築くことに努めること。

市町村が児童委員との協力を図る場合には、主任児童委員をはじめ、問題解決に最適と考えられるものの活用を図ること。

このため、定期的に(主任)児童委員との連絡会議を開く等の方法により常に連携を図り、地域の児童・家庭の実情の把握に努めることが重要である。

また、地域における児童健全育成活動や啓発活動等を実施する場合には、(主任)児童委員に情報を提供し、その協力を求めることも考えられる。

第8節 児童家庭支援センターとの関係

1. 児童家庭支援センターの概要

児童家庭支援センターは、児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設である(児福法第44条の2第1項)。

改 正 後	現行
	2. 児童家庭支援センターの業務 児童家庭支援センターは次の業務を行う。 ① 地域の子どもの福祉に関する各般の問題に関する相談、必要な助言 ② 児童相談所長の委託に基づく児福法第26条第1項第2号、第27条第 1項第2号の規定による指導 ③ 訪問等の方法による要保護児童及び家庭に係る状況把握 ④ 児童相談所、市町村、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、学校等関係機関との連絡調整 ⑤ 要保護児童及び家庭に係る援助計画の作成 ⑥ その他子ども又はその保護者等に対する必要な援助
	3. 主な連携事項 児童家庭支援センターは、24時間365日体制で相談業務を行っていることから、夜間や休日における対応が可能である。 市町村は、児童家庭支援センターに協力や支援を求めるなど、積極的な活用を図られたい。
	第9節 知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所並びに発達障害者支援センターとの関係 1. 知的障害者更生相談所との関係 知的障害者更生相談所の業務は、知的障害者に関する問題について家庭その他からの相談に応じ、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにそれに基づいて必要な指導を行うことである。(対象は原則として18歳以上) 市町村は、障害児の保護者等からの相談に対する適切な支援を行うことが重要であり多様な相談機関と連携を図り、相談援助体制の充実に努めることが求められている。 そのため、市町村は、知的障害者更生相談所及び障害児地域療育等支援事業を行う事業者等との連携を図り、相談所が有している専門的知識や技術を有効活用して、障害児やその保護者に対する支援サービスが適切に行われるよう相談援助する。ただし、相談のうち、心理・医学等の判定が必要なケースや施設入所等の措置が必要なケースなど、市町村だけでは相談援助することが困難なケースについては、児童相談所の助言・支援を求めるか、送致すること。また、市町村は支援費制度において支給決定等の際、特に専門的な知

改正後	現行
	見が必要である場合には、知的障害者更生相談所に意見を求めることと しているところである。
	2. 身体障害者更生相談所との関係 身体障害者更生相談所の業務は、身体障害者に関する相談及び指導の うち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行い、医学的、心 理学的及び職能的判定を行い、並びに必要に応じて補装具の処方及び適 合判定を行うことである。(対象は原則として18歳以上) 市町村は、身体障害者援護の専門的技術的部分を担当する身体障害者 更生相談所との連携を密にし、相談所が有している専門的知識や技術を 有効活用して、障害児やその保護者に対する支援サービスが適切に行わ れるよう相談援助する。ただし、相談のうち、市町村において相談援助 することが困難なケースについては、児童相談所につなげること。 また、市町村は支援費制度において支給決定等の際、特に専門的な知 見が必要である場合には、身体障害者更生相談所に意見を求めることと しているところである。
	3. 発達障害者支援センターとの関係 (1) 発達障害者支援センターは以下の業務を行う。 ① 発達障害者の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行う
	② 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行う ③ 医療、保健、福祉、教育等に関する業務(④において「医療等の 業務」という。)を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事す る者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行う。 ④ 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体と の連絡調整を行う。
	⑤ ①から④までの業務に附帯する業務を行う (2) 市町村は、発達障害児に係る相談についても、必要に応じ、対応すべきものであるが、発達障害者(児)への専門的な相談援助、支援等は、発達障害者支援センターが担うことから、必要に応じて、同センターを紹介するなど同センターと適切な連携を図りつつ、発達障害児に対する相談援助に当たる必要がある。 また、児童福祉施設への措置や一時保護の権限は都道府県や児童相談所長にあることから、発達障害児やその家族への支援において、児
	一

改正後	現。行
	童福祉施設への入所措置や一時保護が必要であると判断されるような 場合については、児童相談所に送致すること。
	第10節 児童福祉施設との関係 1. 助産、母子保護、保育の実施 市町村は、助産、母子保護、保育を実施することとされており、助産 施設、母子生活支援施設、保育所との十分な連携を図る。
	2. 子育て支援事業の実施 市町村は子育て支援事業を実施しており、地域子育て支援センター等、 当該事業に関連する児童福祉施設との十分な連携を図る。
	3. 児童福祉施設における相談援助業務 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設 及び児童自立支援施設については、子どもの養育に関する相談に応じ、 助言を行う努力義務が規定されているところであり、これらの機関と積 極的に連携を図り、相談援助業務の役割を担う機関として活用すること。
	4. 児童福祉施設に関する状況の把握 施設サービスについて相談者や住民に的確に情報提供を行うために は、児童福祉施設の状況を十分把握しておく必要があるので、施設長等 との連絡会議を適宜開催し、相互理解、相互信頼を深めておく。
	5. 入所児童等に関する状況の把握 市町村は、児童福祉施設と十分連携を図りつつ、入所している子ども 及びその保護者あるいは妊産婦の状況等を継続して把握し、必要に応じ て援助する。特に、児童福祉施設が行う施設を退所した子どものアフタ ーケアに協力するものとし、施設から一時的に帰宅した子どもや施設を 退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組む。
第11節 里親との関係 1. 里親の概要 <u>里親の種類には、養育里親(専門里親を含む)、養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親があり、その概要は次のとおりである。</u> (1) 養育里親は、都道府県知事が行う研修を修了する等の要件を満	第11節 里親との関係 1. 里親の概要 <u>里親は、要保護児童を一時的又は継続的に自己の家庭に預かり養育する者であり(児福法第6条の3)、養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4種類がある。子どもを里親に委託する措置は、児童福祉施設への入所と同様、児童相談所が決定することとなる。</u>

改正後

現 行

たし養育里親名簿に登録された者で、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を養育する 里親

- (2) 専門里親は、養育里親としての要保護児童の養育経験を有する 等の要件を満たし、専門里親研修を修了した養育里親で、要保護 児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた 児童、非行等の問題を有する児童、障害がある児童を養育する里 親
- (3) 養子縁組によって養親となることを希望する里親は、養子縁組が可能な要保護児童を養育する、養子縁組を前提とした里親
- (4) 親族里親は、要保護児童の三親等内の親族であり、両親その他 その児童を現に監護するものが死亡、行方不明又は拘禁等の状態 となった児童を養育する里親

2 (略)

第12節 自立援助ホームとの関係

(1) (略)

(2) 自立援助ホームへの入所<u>は、児童からの申し込みに応じて、都道府県等</u>が行うことになるが、施設を退所した子どもが家庭等で生活をするのが困難となった場合などには、自立援助ホームの活用も検討すべきであるので、児童相談所とよく相談すること。

第13節~第20節 (略)

よりきめ細かい個別的な養育環境が必要な子どもや、施設における集団養護になじみにくい子どもが増えている中で、子どもを家庭において養育する里親制度は重要な役割を担っている。

平成14年度において、子どもを受託している里親数は1,873人、里親に委託されている子どもの数は2,517人となっている。

2. 主な連携事項

(1) 子育て支援での援助

子どもを養育している里親家庭が疾病等の社会的事由や仕事の事由 等によって、家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合 などには、子育て短期支援事業の活用などの支援を図る。

(2) 里親会との連携

里親制度の普及啓発に努めるとともに、地区里親会との連携を行い、協力して要保護児童の支援に努めなければならない。

第12節 自立援助ホームとの関係

- (1) 自立援助ホームは、施設を退所した子ども等が協働で生活し、生活を共にする職員から生活指導や就労支援を受けつつ、就労・社会的自立を目指す施設(グループホーム)であり、入所の期間は概ね6か月から2年程度となっている。
- (2) 自立援助ホームへの入所<u>措置は児童相談所</u>が行うことになるが、施設を退所した子どもが家庭等で生活をするのが困難となった場合などには、自立援助ホームの活用も検討すべきであるので、児童相談所とよく相談すること。

第13節 警察との関係

(1) 警察は、少年非行や犯罪被害その他少年の健全育成に係る事項に関する相談活動、児童虐待について児童相談所への通告・支援活動、虐

待者の検挙、家出少年の捜索・発見・保護、街頭補導及び継続補導等の非行防止活動等を行っている。 (2) 市町村は、要保護児童の通告先となっていることから、警察と日頃から情報の共有や意見交換の機会を持ち、十分な連携を図る必要がある。特に、児童虐待を非行の防止を図る上で市町村の役割は重要であり、警察から要請があった場合、必要に応じ児童虐待防止活動、少年補導、非行防止活動等に協力するなどの連携を図る。 (3) なお、児福法第25条は、一時保護の要否に応じて通告先を異ならせておらず、また警察に一時保護の要否を判断する権限はないことから、警察は、一時保護の要否その他の事情にかかわらず、市町村、福祉事務所及び児童相談所のいずれの機関に対しても通告を行うことができる。 ただし、深刻な虐待が疑われる場合など緊急性、専門性が高いと警	改正後	現行
察が判断した場合には、一般的には、市町村や福祉事務所ではなく、 児童相談所に直接通告することとなる。 なお、市町村、福祉事務所及び児童相談所は、警察からの要保護児 童の通告について、身柄付であるか否かを問わず、その受理を拒否す ることはできない。このため、市町村又は福祉事務所は、警察からの 通告を受けた場合において、その子どもについて一時保護が必要であ ると判断するときは、通告を受理した上で児童相談所に送致すること となる。また、児童相談所が市町村等が対応することが適当と判断す る場合は、通告を受理した上で、市町村等と連携を図りつつ対応する こととする。 (4) 集団的な非行などに対応するためには、広域的かつ複数の関係機関 で構成されているチームによる援助が必要な場合が多く、加えて、よ り高度な専門的対応が必要になることから、児童相談所への送致を検 討するべきである。集団的な非行などに対応する場合、児童相談所、 警察、市町村等で協議した上で、それぞれが役割に基づいて対応する ことになるが、市町村は、関係機関と連携を密にし、課せられた役割 を果たすとともに、一体的・組織的な対応に努める必要がある。 (5) また、平成16年児童虐待防止法改正法により、子どもが同居する家 庭における配偶者に対する暴力も児童虐待の一種であるとされたこと から、警察から通告される要保護児童には、配偶者からの暴力事案に より虐待を受けたと思われる子どもも含まれることを踏まえて、適切 に対応することが必要である。		の非行防止活動等を行っている。 (2) 市町村は、要保護児童の通告先となっていることから、警察と日頃から情報の共有や意見交換の機会を持ち、十分な連携を図る必要である。特に、児童虐待やおけ場合、必要に応じ児童居待防止活動、少年補導、非行防止活動等に協力するなどの連携を図る。特に、児童法の事情があった場合、必要に応じ児童居待防止活動、少年補導、非行防止活動等に協力するなどの連携を図る。 (3) なお、児福法第25条は、一時保護の要否に応じて通告先を異ならせておらず、また警察に一時保護の要否を判断する権限はないことから、警察は、一時保護の要否を判断する権限はないことから、警察所及び児童相談所のいずれの機関に対しても通告を行うことがる。ただし、深刻な虐待が疑われる場合など緊急性、専門性が高いと祭系判断した場合には、一般的には、市町村や福祉事務所のの要保護児童の通告について、身柄付であるか否かを問わず系所は、警察からの要保護の通告について、身柄付であるが否かを問わず務所は、警察の受理を拒否の通告を受けた場合には、通告を受理した上で児童相談所に適当とさなる。また、児童相談所が市で、その理した上で規範すると当大の過告を受けた場合には、通告を受理した上で別童相談所に適当ととなる。また、児童相談所がが多く、加えるともるより高度な専門的対応するためには、広域的かの多の関係機関で構成されているチームによる援助が必要な児童相談所への送致の関で構成されているチームによる援助が必要な場合相談所、上で、ととする。集団的な非行などに対応する場合、児童相談所、の送致所、当時度な専門的対応が必要になることがら、児童相談所、と検討するべきで協議した上で、機関と連携を密にし、現実がある。また、で協議した上で、それぞれが容力によりになるが、市町村は、関係機関と連携を密にし、記述は対応により、上であるのるともに、一体的・組織的な対応により、手であるとを検討する果たすととは、配得者を受けたと思われる子とも含まれることを踏まえて、適時を受けたと思われる子とも含まれることを踏まえて、適時を受けたと思われる子となら、書にないるでは、といのは、といのは、対応は、対応は、対応は、対応は、対応は、対応は、対応は、対応は、対応は、対応

改正後	現行
	第14節 医療機関との関係 (1) 市町村は、子どもの相談援助活動を行うに当たって専門的医学的な判断や治療を必要とする場合、基本的には児童相談所を紹介するか当該ケースを児童相談所に送致することになるが、精神的に不安定状態にあり、自殺企図などのおそれがあるなど緊急を要すると判断される場合には、同行して医療機関へつなげること。このような業務を円滑に進めることができるよう、地域の医師会や医療機関との協力、連携体制の充実を図ることが必要である。 (2) 地域の医療機関に対し、要保護児童を発見した場合の通告窓口を周知するなどにより、児童虐待の問題を医療機関が発見した場合には、速やかに市町村や児童相談所に通告されるよう体制を整えておくともに、子どもの身体的・精神的外傷に対する治療や、精神医学的治療を必要とする保護者の治療が適切に行なわれるよう体制整備に努める。また、地域協議会による援助が適切かつ円滑に行われるためには、地域の医師会や医療機関との連携は必要不可欠であり、児童虐待について対応してもらえる医療機関の確保に努めること。 (3) 障害児や病児等長期的な療育や福祉的援助が必要な子どもを医療機関が把握した場合には、保護者に市町村等への相談を勧めてもらうよう体制を整えておく。
	第15節 婦人相談所との関係 (1) 婦人相談所は保護を要する女子に関する種々の問題について、相談、調査、判定、指導を行い、必要に応じ一時保護を行う行政機関である。また、婦人相談所は、次節の配偶者暴力相談支援センターにも指定されており、近年は、配偶者からの暴力の被害者に対する支援においても重要な役割を果たしている。 (2) 性非行を伴う女子の子どものケースについては、市町村と婦人相談所の業務が重なる場合もあるので、十分協議し最善の援助が行われるよう努める。なお、配偶者からの暴力の被害者の同伴児童の保護については、次節を参照。 第16節 配偶者暴力相談支援センターとの関係 1. 配偶者暴力相談支援センターの位置付け
	(1) 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。この節において「配偶者暴力防止法」

改正後	現行
	という。)に基づき、配偶者からの暴力の被害者に対し次のような支援を行う行政機関である。 ① 相談への対応、他の相談機関の紹介 ② 医学的又は心理学的な指導その他の指導 ③ 被害者及びその同伴家族の一時保護(ただし、婦人相談所のみ実施可能) ④ 自立して生活することを促進するための制度(就業の促進、住宅の確保、援護等)の利用等に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助 ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助 ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助 ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡を配偶者暴力相談を選をの他の援助 (2) 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設を配偶者暴力相談支援センターに指定されている。場上では、場上で記憶を記憶の配偶者暴力相談支援センターに指定されている機関としては、婦人相談所のほか、福祉事務所、女性センター等がある。また、平成16年の配偶者暴力相談できるとされたところである。 2. 配偶者からの暴力の被害者の児童の保護における連携 (1) 配偶者からの暴力の被害者の児童の保護における連携 しつつも、児童相談所を紹介する。 (2) 特に、平成16年児童虐待防止法改正法により、子どもが同居する家庭における保護については、当該配偶者を受ける人生もの大きにより、子どもが同居する家庭における平成性者に対する暴力も児童虐待の一種であるときれた動旨も踏まえ、子どもが同居者に対する暴力が行われる等により有害な影響を受けていないか等について検討し、適切に対応すべきである。 (3) なお、子ども又はその保護者に対応する場合、その対応によって配偶者からの暴力の被害者が配偶者からの異力の被害者及びその子どもの安全が損なわれることのないよう、事前に必ず配偶者暴力相談支援センターと十分な協議を行うことが必要である。

改 正 後	現行
	第17節 法務局、人権擁護委員との関係 (1) 法務局、市町村の区域に置かれている人権擁護委員(以下本節において「法務省の人権擁護機関」という。)は、子ども人権110番といった分野別の相談ツールを活用した子どもの人権に関する相談活動や啓発活動を行い、虐待の早期発見及び未然防止に努めている。また、人権侵犯事件の調査及び処理を通じて、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、ケースに応じた適切な被害者救済のための措置を講じるとともに、関係者に働きかけて、人権尊重に対する理解を深めさせ、子どもの人権の擁護を図っている。 (2) 虐待ケースについては、その背景に、家庭内における様々な人間関係のトラブルや関係者の人権尊重理念に対する無理解が存在する場合が少なくなく、当該ケースを通じ、関係者間の対話促進による関係調整、関係者への人権尊重の理念の啓発を行う必要がある場合もあるので、市町村は、法務省の人権擁護機関と日頃から情報の共有や意見交換の機会を持つら、子どもの人権に関する一般啓発も重要であり、法務省の人権擁護機関から要請があった場合、必要に応じ啓発活動に協力するといった連携も図る必要がある。 (3) なお、市町村は要保護児童等の通告先として追加されているが(児福法第25条及び児童虐待防止法第6条)、深刻な虐待が疑われる場合など緊急性、専門性が高いと法務省の人権擁護機関が判断した場合には、一般に、児童相談所に直接通告することとなる。
	第18節 民間団体との関係 (1) 児童虐待防止法においては、「関係機関及び民間団体の間の連携の強化」に努めなければならないとされている。 児童虐待防止の取組においては、より多くの担い手が必要であることから、児童虐待防止や子育て支援のための活動を行っている民間団体との連携について、積極的に考慮する。また、非行防止の取り組みについては、非行防止に関する民間ボランティアとの連携について、積極的に考慮する。 (2) 具体的な連携に当たっては、当該民間団体の有する専門性などに応じ、地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る。例えば、個別のケースにおける見守り的な支援などの役割を民間団体が担うことが考えられる。 (3) 個人情報の保護には十分な配慮が必要であるが、そのことのみを理

改正後	現行
	由として、連携に消極的となるべきではない。 情報共有と守秘に関する協定を締結したり、地域協議会を活用する など、個人情報の保護に配慮した具体的な連携方策を検討すべきであ る。
	第19節 公共職業安定所との関係 (1)公共職業安定所は職業紹介、職業指導等の業務を行うために設置される行政機関である。 (2)市町村は、年長児童の就業に関する相談があった場合、子ども等の自立を図るため、就業させる必要がある場合又は職業訓練校等に入校させる必要がある場合等には、公共職業安定所等と十分連携を図り、適切な対応を行う。
	第20節 社会福祉協議会との関係 (1) 社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な民間の非営利組織として位置づけられており、社会福祉に関する調査研究、総合的企画、広報、普及活動等を行う団体である。 (2) 市町村は、子どもに対する相談援助活動、児童福祉に関する事業の企画、実施、児童福祉サービスの情報提供・広報活動をする場合等において、必要に応じ社会福祉協議会と十分な連携を図ること。
第5章 統計 (1) 市町村が受け付けた相談については、次の3種類の統計を集計し、 都道府県を経由して厚生労働省に報告すること。なお、統計分類は別 添11を参照のこと。 ① 市町村経路別児童受付 ② 市町村相談種別児童受付 ③ 市町村相談種別別の理 (2) (略)	第6章 統計 (1) 市町村が受け付けた相談については、次の3種類の統計を集計し、 都道府県を経由して厚生労働省に報告すること。なお、統計分類は別 添14を参照のこと。 ① 市町村経路別児童受付 ② 市町村相談種別児童受付 ③ 市町村相談種別別理 (2) このほか、随時種々の角度から市町村の児童家庭相談援助業務の実 態を把握するため統計が行われることがあるが、これらの統計の基礎 は、児童記録票、各種の台帳等によることが適当である。

